

賛助会員規程

一般財団法人 江戸東京歴史文化ルネッサンス

この規程（以下「本規程」という。）は、一般財団法人江戸東京歴史文化ルネッサンス（以下「当会」という。）の定款第53条に基づき設ける、賛助会員の入会及び退会並びに年会費等に関し必要な事項を定める。

第1章 会員の種別

（会員）

第1条 当会では、当会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び法人・団体を対象に、賛助会員制度を設ける。

2 賛助会員は、申込口数に応じて、特別会員、正会員、賛助会員の3種類の会員区分とする。

3 賛助会員の年会費は、個人会員は1口5千円以上、法人会員は3口3万円以上、パートナー個人会員は一口1千円以上、コミュニティ会員は1口3千円以上とする。

会員種別	年会費
個人特別会員	20口：100,000円以上（年会費）
個人正会員	2口：10,000円以上（年会費）
個人賛助会員	1口：5,000円以上（年会費）
法人プレミアム会員	50口：500,000円以上（年会費）
法人特別会員	30口：300,000円以上（年会費）
法人正会員	10口：100,000円以上（年会費）
法人賛助会員	3口：30,000円以上（年会費）
パートナーズ会員	パートナー個人会員 1口：1,000円以上（年会費）
	コミュニティ会員 *NPOや非営利の活動主体対象 3,000円以上（年会費）

4 会員の特典及び参加出来る活動

- ① 年4回程度の機関誌等やメールマガジンによる情報提供
- ② 当会が主催する講演会、セミナー、交流会、報告会等への参加
- ③ ボランティア活動

第2章 入会申込・成立

（入会申込及び登録情報）

第2条 入会の申込をする者は、当会が別に定める入会申込書（又は郵便振替払取扱票）に必要事項を記入し、理事長に提出するとともに、登録情報に変更がある場合は速やかに届出を行う。

また、別表のとおり、会員の種別・区分により定められた口数に応じた年会費を振り込むこととする。

（入会の成立及び拒絶）

第3条 入会は、前条に定める入会申込（入会申込書の提出及び年会費の納入）を行ったうえ、当会が指定した金融機関口座に入金の確認ができる時に成立する。

2 前項の申込内容に不正または虚偽の記載があった場合等、理事長は理事会の承認を得て、入会を認めないことがある。

3 入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面をもって本人に通知するものとする。

（会費納入）

第4条 会員は入会するに際して会員の種別・区分により定められた口数の年会費を納入しなければならない。

2 高額寄付者や当会の活動に多大な貢献を行う等、理事会の承認により名誉会員とすることができる。

(会員資格有効期間)

第5条

- 1 会員資格有効期間は入会成立年月日から1年とする。
- 2 会員資格有効期間の起算日は、入会が成立した日とする。
- 3 有効期間が満了する場合、当会は継続のための案内を会員に通知する。
- 4 会員資格は、会費の振込みを当会が確認することをもって継続される。
- 5 振込まれた会費等は返還しない。

第3章 会員資格の停止・除名等

(会員資格の停止または除名)

第6条 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議決を経て会員資格を停止、又は、除名することがある。

- (1) 違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
(定款、諸法令、公序良俗の違反/誹謗中傷、プライバシー侵害/商標権、著作権、財産権の侵害
/不正な入会申込/当会の名誉・信用失墜行為/宗教、思想、政治活動/商品販売・勧誘/他団体・
組織への勧誘/反社会勢力者)
 - (2) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。
 - (3) その他、当会が会員として不適当と判断したとき。
- 2 除名を行おうとする場合は、理事会での議決の前に当該会員に弁明の機会を与えることとする。
 - 3 会員資格の停止、除名を行った場合、当会は当該会員に対し、振込まれた会費等拠出金品の返還は行わない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会届の提出をしたとき。
- ②本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、会員本人の次の登録情報を記載した退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

- ①氏名（法人の場合は法人名、非営利組織の場合は団体名）
 - ②住所
 - ③電話番号
- 2 前項の場合、既納の年会費、寄付金は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員資格有効期間終了に伴う措置)

第9条 会員資格有効期間が過ぎ、当会からの通知があった後も、当会が当該会員の更新の意思及び会費の払込を確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合には、会員の資格を停止し、当会に債務があった場合は、速やか清算することとする。

第4章 商号及び商標等の利用

(当会の商号及び商標等の利用制限)

第10条

- 1 当会が定めた商号及び商標等を利用しようとする場合は、理事会の承認を得る必要がある。
- 2 当会の機関紙、ホームページ、ブログ及びマスコミ発表記事等、当会に関わる情報を利用とする場合は、理事長の承認を得る必要がある。

(損害賠償)

第11条 会員が、法令、当会が定める諸規程に違反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を被った場合、当会に対して損害賠償の責めに任する。

- 2 会員資格を失った場合も同様とする。

第5章 補則

(規定事項の追加・改正)

第12条 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次追加及び改正するものとする。

(会員規程の変更)

第13条 当会は、円滑な運営のために必要とされる場合は、理事会の議決を経て、本規程を変更することがある。

(補則)

第14条

- 1 会費収入は、公益目的事業に50%以上を充當するものとする。
- 2 上記の他、本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2017年 3月24日から施行する。

附 則

この規程は、2018年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、2019年 3月19日から施行する。

附 則

この規程は、2021年 2月 1日から施行する。